○　業績目標 1-2-1：**オンラインによる税務手続の推進**

ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

業績目標の内容及び目標設定の考え方	納税者の負担軽減を図りつつ、計算誤り等のない正確な手続を確保するとともに、税務署等における業務の効率化を図る観点から、オンラインによる税務手続を推進します。 そのため、申告等をオンラインで受け付ける国税電子申告・納税システム（e-Tax）（用語集参照）や所得税等の申告データを作成する「確定申告書等作成コーナー」（用語集参照）などのシステムについて、利用者目線に立った不断の改善に取り組み、オンライン申告割合の向上を目指します。また、マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組を継続します。 このほか、納税者等が相談や確認のために税務署へ行かなくても済むよう、利用者目線に立った情報提供に取り組みます。納付については、地方税当局や金融機関等とも連携しつつ、キャッシュレス化を進めます。申請・届出等についても、納税者の納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、デジタル技術の活用等により、手続自体の合理化・簡素化を進めます。 普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマホ、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に各種施策を講じ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」
業1-2-1-1：オンライン申告等の推進
業1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組
業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供
業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進
業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化

関連する内閣の基本方針等	○「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和２年12月25日閣議決定） ○「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定） ○「規制改革実施計画」（令和４年６月７日閣議決定） ○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和６年６月21日閣議決定）

業績目標 1-2-1 についての評価結果	
業績目標についての評定	**Ａ　相当程度進展あり**
評定の理由	全ての施策の評定が「ａ　相当程度進展あり」であったことから、「Ａ　相当程度進展あり」としました。 なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

業績の分析

（必要性・有効性・効率性等）

e-Taxを利用した申告・納税を推進することは、税務署に出向くことなく手続が行えるなど納税者の利便性が向上するとともに、税務署では申告書の収受・入力事務が削減されるなど税務行政の効率化につながるものであり重要な取組です。

令和７年度においては、自宅等からのe-Taxによる申告を推進する観点から、e-Tax利用の勧奨に取り組みました。その中でも、スマホやマイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告については、特に積極的な周知・広報に取り組みました。

また、マイナポータル連携（用語集参照）の対象を拡大したほか、iPhoneにおいても、スマホ搭載のマイナンバーカードを用いて、申告書の作成・e-Tax送信が可能になるなど、更なる利便性向上に取り組みました。

これらの取組によりe-Taxの利用が拡大した結果、収受・入力事務や申告書の印刷・送付費用の削減、文書管理コストの低減など、税務行政の効率化につながりました。

引き続き、当該業績目標の重要性（納税者の利便性の向上及び税務行政の効率化）を踏まえ、各施策を推進していきます。特に目標未達成となった取組については、積極的な周知・広報や利用勧奨を行うとともに、利用者のＵＩ/ＵＸ（用語集参照）の改善など、更なる利便性の向上に努めていきます。

（注）iPhone の名称は、米国及び他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

施策 業 1-2-1-1：**オンライン申告等の推進**

取組内容

国税庁では、平成 16 年６月から e-Tax の全国運用を開始し、オンライン申告の推進に取り組んできました。「確定申告書等作成コーナー」などのオンライン申告の際に利用していただくシステムについては、利用者目線に立った不断の改善に取り組み、オンライン申告割合の向上を目指します。

また、将来的には、確定申告に必要となるデータを自動で取り込むことにより、数回の操作で申告が完了する仕組み（日本版記入済み申告書（書かない確定申告））の実現を目指します。その実現に向け、当面は、マイナポータル（用語集参照）を通じて入手した給与や公的年金等の収入に関する情報や、医療費通知情報やふるさと納税等の控除に関する情報を「確定申告書等作成コーナー」と連携させ、申告データに自動入力する仕組みについて、その普及に努めます。

さらに、電子納税証明書（ＰＤＦ）の交付請求について、パソコンだけでなくスマホによるサービスを提供しており、オンラインによる交付請求の利用拡大に努めています。

このほか、「規制改革実施計画」（令和３年６月 18 日閣議決定）に基づき策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和６年 10 月改定・公表）においては、令和８年度末までの目標値を掲げ、オンライン利用率の更なる向上を目指しており、引き続き e-Tax の利用勧奨に努めるとともに、e-Tax の利便性を向上させるための方策について検討を進めます。

定量的な測定指標

[主要] 業 1-2-1-1-A-1 ： e-Tax の利用状況（所得税の申告手続）（単位：%）	会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
	目標値	60	65	71	75	78
	実績値	59.2	65.7	69.3	74.1	77.4

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注１）実績値は、申告期限の延長等に伴い、令和３年度においては令和３年５月１日から令和４年５月２日まで、令和４年度においては令和４年５月３日から令和５年３月 31 日までの計数です。

（注２）「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）に基づき、令和３年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。

（目標値の設定の根拠）
国税申告手続のうち、所得税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、実績値の現状を踏まえ、78%に設定しました。

○参考指標１「オンライン利用件数（申告手続）」

目標の達成度	△
目標の達成度の判定理由	e-Taxは、納税者の利便性の向上と税務行政の効率化につながるものであることから、これまで、添付書類の提出省略などの利便性向上施策を実施するとともに、税理士会（用語集参照）をはじめとする関係民間団体等に対するe-Taxの利用拡大に向けた協力要請や、納税者及び税理士への個別勧奨を行い、その利用拡大に取り組みました。 特に、令和７年度においては、自宅等からのe-Taxによる申告を推進する観点から、大口源泉徴収義務者である企業を通じた従業員への働き掛け、関係民間団体等への働き掛け、また、納税者へのダイレクトメール送付などにより、自宅等からのe-Tax利用の勧奨に取り組みました。 こうした取組を実施した結果、自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方は、令和６年分の約1.2倍となる949万人で、約125万人増加し、税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した方の数の4.3倍を超えました。 自宅からスマホを使ってe-Taxで申告した方は497万人で、令和６年分から約1.2倍に増加しました。特に、マイナンバーカードを利用してスマホから申告した方は455万人で、令和６年分の約1.3倍に増加しました。 また、市区町村と連携してマイナンバーカードの取得促進やマイナンバーカード取得者に対するe-Tax利用の周知・広報に取り組むとともに、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書等について、地方公共団体から国への電子データによる引継ぎを推進しました。 これらの結果、前年度より利用率の向上が見られ、実績値は77.4%となりました。実績値と目標値との差が１%以下であったことから、達成度は「△」としました。

定量的な測定指標

[主要] 業1-2-1-1-A-2 ： e-Taxの利用状況（法人税の申告手続） （単位：%）	会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
	目標値	(89)	(89)	(92)	88	91
	実績値	(87.9) 83.0	(91.1) 84.9	(91.7) 86.2	89.1	91.8

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調
（注）「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）に基づき、令和３年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を令和６年10月に改定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。なお、()は、見直し前の算定方法による目標値、実績値です。

（目標値の設定の根拠）
国税申告手続のうち、法人税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和３年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和６年10月改定・公表）及び実績値の現状を踏まえ、91%に設定しました。

○［再掲］参考指標１「オンライン利用件数（申告手続）」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	税理士会をはじめとする関係民間団体等に対するe-Taxの利用拡大に向けた協力要請や、納税者及び税理士への個別勧奨を行い、その利用拡大に取り組みました。 こうした取組を実施した結果、前年度より利用率の向上が見られ、実績値は91.8%となりました。実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

[主要]
業1-2-1-1-A-3 ： e-Taxの利用状況（法人税の添付書類を含めた申告手続）
（単位：%）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	－	－	－	66	70
実績値	60.3	62.8	63.8	67.7	70.3

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調
（注）「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）に基づき、令和３年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を令和６年10月に改定しました。その際、オンライン利用率の算定の基となる分母を、法人税の申告手続と合わせるよう算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。

（目標値の設定の根拠）
法人税申告のうち、主要な別表に加え、財務諸表等の申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたものの割合を指標として設定しています。目標値については、令和３年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和６年10月改定・公表）及び実績値の現状を踏まえ、70%に設定しました。

○［再掲］参考指標１「オンライン利用件数（申告手続）」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	税理士会をはじめとする関係民間団体等に対して、法人税の添付書類を含めた e-Tax（ALL e-Tax）の利用拡大に向けた協力要請を行いました。 また、提出書類の一部を書面等で提出している税理士に対して、利用している税務（申告）ソフトに応じた個別勧奨を行ったほか、e-Tax ホームページに、「ALL e-Tax の概要」及びＦＡＱを記載した専用ページを新規に作成するなど、その利用拡大に取り組みました。 こうした取組を実施した結果、前年度より利用率の向上が見られ、実績値は 70.3%となりました。実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

[主要]
業1-2-1-1-A-4 ： e-Taxの利用状況（消費税(個人)の申告手続）
（単位：%）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	70	72	75	76	78
実績値	71.1	73.1	75.4	78.1	80.3

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調
（注１）実績値は、申告期限の延長に伴い、令和３年度においては令和３年５月１日から令和４年５月２日まで、令和４年度においては令和４年５月３日から令和５年３月 31 日までの計数です。
（注２）令和３年度から令和６年度の実績値は、令和６事務年度実績評価書から修正を行いました。
（注３）「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）に基づき、令和３年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。

（目標値の設定の根拠）
国税申告手続のうち、消費税申告（個人）におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和３年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和６年10月改定・公表）及び実績値の現状を踏まえ、78%に設定しました。

○［再掲］参考指標１「オンライン利用件数（申告手続）」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	上記 A-1 記載のとおり取り組んだ結果、前年度より利用率の向上が見られ、実績値は80.3%となりました。実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

[主要]
業1-2-1-1-A-5 ： e-Taxの利用状況（消費税(法人)の申告手続）
（単位：%）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	(89)	(89)	(92)	90	91
実績値	(88.7) 83.0	(90.3) 85.8	(95.2) 88.7	90.2	92.6

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調
（注）「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）に基づき、令和３年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を令和６年10月に改定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。なお、（）は、見直し前の算定方法による目標値、実績値です。

（目標値の設定の根拠）

国税申告手続のうち、消費税申告（法人）におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和３年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和６年10月改定・公表）及び実績値の現状を踏まえ、91%に設定しました。

○［再掲］参考指標１「オンライン利用件数（申告手続）」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	上記 A-2 記載のとおり取り組んだ結果、前年度より利用率の向上が見られ、実績値は92.6%となりました。実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

業1-2-1-1-A-6 ： e-Taxの利用状況（相続税の申告手続）
（単位：%）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	30	35	40	48	63
実績値	23.4	29.5	37.1	50.3	70.2

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調
（注）「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）に基づき、令和３年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。

（目標値の設定の根拠）

国税申告手続のうち、相続税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和３年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和６年10月改定・公表）及び実績値の現状を踏まえ、63%に設定しました。

○［再掲］参考指標１「オンライン利用件数（申告手続）」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	相続税e-Taxのメリットやこれまで実施してきた利便性向上策、相続税申告の作成・提出に関するＱ＆Ａ、イメージデータで提出可能な添付書類などを掲載した国税庁ホームページ内の「相続税e-Tax特設サイト」を活用するなどして、税理士会を通じた周知・広報に取り組むとともに、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じです。）や個々の税務署では、相続税申告に関与が多い税理士に対し、個別の利用勧奨も積極的に行いました。その結果、前年度より利用率の向上が見られ、実績値は70.2%となりました。実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 今後も、これまで以上に相続税の申告手続におけるe-Taxをご利用いただけるよう、利便性向上策を検討するとともに、相続税申告の関与の多い税理士等に対する個別勧奨を行うなど、積極的な周知・広報に取り組みます。

定量的な測定指標

業 1-2-1-1-A-7 ： e-Taxの利用状況（納税証明書の交付請求手続）（単位：%）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	14	17	20	38	54
実績値	12.9	19.4	33.0	44.2	61.2

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（目標値の設定の根拠）

国税関係申請・届出等手続のうち、納税証明書（用語集参照）の交付請求におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和３年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和６年10月改定・公表）及び実績値の現状を踏まえ、54%に設定しました。

○参考指標２「オンライン利用件数（納税証明書の交付請求手続）」
○参考指標３「納税証明書の交付請求件数」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	納税証明書のオンライン請求・受取は、納税者の利便性の向上及び税務行政の効率化に資することから、その利用拡大に向け、納税者への利用勧奨や金融機関等への周知・広報などに取り組んできました。 特に、電子納税証明書（ＰＤＦ形式）については、請求から受取までオンラインで完結できるほか、期間内であれば何度でも印刷して使用できるメリットもあることから、その利用拡大に向け、オンライン請求の利用勧奨に取り組みました。その結果、令和７年度における納税証明書のオンライン請求割合は61.2%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 今後も電子納税証明書（ＰＤＦ形式）を中心に、積極的な利用勧奨を行い、更なるオンライン請求の利用拡大に向けて取り組みます。

定量的な測定指標

業 1-2-1-1-A-8 ： e-Taxの利用満足度（単位：%）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	80	80	80	80	85
実績値	75.2	61.1	56.1	87.1	89.7

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調
（注１）令和５年度までの数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、「満足している」から「満足していない」までの５段階評価で上位評価（「満足している」又は「おおむね満足している」）を得た割合、令和６年度の数値は、同アンケート調査において、「とても役立つ」から「全く役に立たない」までの５段階評価で上位評価（「とても役立つ」又は「どちらかと言えば役立つ」）を得た割合です。
（注２）令和７年度から、e-Tax利用者において①申告手続、②納付手続、③その他手続（諸申請・届出等）別にアンケート調査（「とても役立つ」から「全く役に立たない」までの５段階評価等）を実施し、それらの合算により利用満足度を測定することとしており、令和７年度の数値は、同アンケート調査において上位評価（「とても役立つ」又は「どちらかといえば役立つ」等）を得た割合とすることとしています。
（注３）令和７事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.187に記載しています。

（目標値の設定の根拠）

e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査によるe-Taxの利用満足度を指標として設定しています。

なお、令和７年度の目標値については、新たな利用満足度を測定する方法及び実績値の現状を踏まえ、適正な値を新たに設定しました。

目標の達成度	○

目標の達成度の判定理由	e-Tax及び「確定申告書等作成コーナー」の操作性や利用満足度等についてアンケートを実施した結果、令和８年１月から令和８年３月にかけて、e-Tax利用者395,156名の方からの回答がありました。上記A-1からA-7のとおり、利用者の利便性向上等に取り組んだ結果、e-Tax利用割合は全ての手続において前年から増加するとともに、e-Taxの利用満足度は89.7%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 今後もアンケートでいただいた利用者からの意見等を踏まえ、利用者目線でシステムの機能改善に努めるなど、更なる利便性の向上に向けて取り組みます。

定量的な測定指標

[主要]
業1-2-1-1-A-9：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax申告状況
（単位：%）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	－	43	53	57	64
実績値	36.0	46.3	51.7	59.7	65.9

（出所）課税部個人課税課、資産課税課調
（注１）数値は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税、消費税及び贈与税の申告書を提出した人員のうち、自宅等からe-Taxにより提出した人員の割合です。
（注２）数値は、各年分の申告において、翌年３月末日までに提出された申告書の計数です。申告期限の延長に伴い、令和３年度においては、翌年４月30日までに提出された申告書の計数です。

（目標値の設定の根拠）

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、自宅等からのe-Tax申告を推進していくことが重要であることから、「『確定申告書等作成コーナー』を利用した自宅等からのe-Tax申告状況」を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、64%としました。

○参考指標４「確定申告期におけるＩＣＴを活用した申告書の提出件数（所得税、個人事業者の消費税、贈与税）」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	「確定申告書等作成コーナー」は、例年、利用者からの意見等を踏まえつつ、納税者の利便性向上のための機能改善を行うとともに、マイナンバーカードを利用したスマホ申告の推進や「マイナポータル連携」をはじめとするe-Taxの利便性の周知・広報を行うことで、自宅等からのe-Taxの利用拡大に取り組んでいます。 令和７年分においては、「マイナポータル連携」の対象の拡大など、更なる利便性向上に取り組みました。 こうした取組の結果、「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax申告割合は前年から増加した65.9%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 今後も利便性向上のためのシステムの機能改善に努めるとともに、効果的な周知・広報を実施するなど、自宅等からのe-Taxの利用拡大に取り組みます。

施策についての評定	**a　相当程度進展あり**
評定の理由	主要な測定指標の達成度は、「業1-2-1-1-A-1」が「△」、「業1-2-1-1-A-2」から「業1-2-1-1-A-9」は「○」であったことから、「a　相当程度進展あり」としました。

業１－２－１－１に係る参考情報

参考指標　１：オンライン利用件数（申告手続）　（単位：千件）

会計年度		令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
所得税申告		15,291	16,917	18,394	19,899	21,115
法人税申告		(2,568) 2,451	(2,705) 2,583	(2,807) 2,675	2,790	2,906
添付書類を含めた申告手続		1,779	1,911	1,979	2,121	2,226
消費税申告	個人	923	885	1,654	1,896	2,027
	法人	(1,837) 1,814	(1,892) 1,870	(1,997) 1,973	2,275	2,378
相続税申告		44	61	85	122	180
贈与税申告		348	350	378	407	422
酒税申告		40	43	46	49	50
印紙税申告		94	97	96	93	91

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注１）所得税申告、消費税（個人）申告及び贈与税申告については、申告期限の延長に伴い、令和３年度においては令和３年５月１日から令和４年５月２日まで、令和４年度においては令和４年５月３日から令和５年３月31日までの利用件数です。

（注２）「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）に基づき、令和３年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を令和６年10月に改定しました。その際、法人税申告及び消費税申告（法人）のオンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。なお、令和５年度以前の（）は、見直し前の算定方法による実績値です。

参考指標　２：オンライン利用件数（納税証明書の交付請求手続）　（単位：千件）

会計年度		令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
オンライン請求件数		216	331	529	753	1,053
	スマホ請求件数	―	44	138	207	356

（出所）長官官房企画課、デジタル化・業務改革室調

（注）スマホからの請求は、令和４年９月から開始しています。

参考指標　３：納税証明書の交付請求件数　（単位：千件）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
請求件数	1,673	1,707	1,604	1,704	1,720

（出所）長官官房企画課調

参考指標 ４：確定申告期におけるＩＣＴを活用した申告書の提出件数

【所得税（及び復興特別所得税）】　（単位：千件）

年　分		令和３年分	４年分	５年分	６年分	７年分
署相談会場	e-Tax	2,703	2,646	2,556	2,393	2,016
	書面	407	239	139	115	169
地方公共団体会場	e-Tax	1,397	1,544	1,666	1,639	1,588
自宅等	HP作成ｺｰﾅｰ・e-Tax	4,250	5,609	6,460	7,700	8,819
	HP作成ｺｰﾅｰ・書面	4,354	3,510	3,213	2,633	2,301
	各種ｿﾌﾄ・e-Tax	4,980	5,148	5,363	5,587	5,722
計		18,091	18,697	19,398	20,067	20,614

（出所）課税部個人課税課調

（注１）数値は、翌年３月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和３年分については、申告期限の延長に伴い、翌年４月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

（注２）地方公共団体会場からの「e-Tax」の件数は、データ引継によるものです。

（参考）所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書のe-Taxによる送信方式別提出人員

（単位：千人）

年　分	令和３年分	４年分	５年分	６年分	７年分
確定申告人員	22,855	22,951	23,243	23,389	23,535
e-Tax利用人員	13,329	14,948	16,046	17,319	18,145
自宅等からのe-Tax	9,230	10,757	11,823	13,287	14,541
納税者本人による送信	4,424	5,919	6,905	8,242	9,489
マイナンバーカード方式（用語集参照）での送信	2,392	3,866	4,851	6,400	7,896
ID・パスワード方式での送信	1,828	1,709	1,696	1,441	1,156
その他の従来の方式での送信	205	345	358	401	437
税理士による代理送信	4,805	4,838	4,918	5,045	5,051
確定申告会場からのe-Tax 外　確定申告会場で作成・書面で提出	2,703 外 407	2,646 外 239	2,556 外139	2,393 外115	2,016 外169
地方公共団体会場からのe-Tax	1,397	1,544	1,666	1,639	1,588

（出所）課税部個人課税課調

（注１）数値は、翌年３月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和３年分については、申告期限の延長に伴い、翌年４月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

（注２）地方公共団体会場からのe-Taxの件数は、データ引継によるものです。

（参考）スマホ等を利用した提出人員

（単位：千人）

年　分	令和３年分	４年分	５年分	６年分	７年分
スマホ等を利用した提出人員	2,557	3,976	5,028	6,048	6,647
自宅からe-Taxで提出	1,528	2,490	3,162	4,078	4,967
ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ方式での送信	851	1,792	2,447	3,524	4,554
ID・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ方式での送信	677	698	715	554	413

（出所）課税部個人課税課調

（注）数値は、翌年３月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和３年分については、申告期限の延長に伴い、翌年４月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

【個人事業者の消費税及び地方消費税】 （単位：千件）

年　分		令和３年分	４年分	５年分	６年分	７年分
署相談会場	e-Tax	37	36	72	109	94
	書面	10	3	9	5	7
自宅等	HP作成ｺｰﾅｰ・e-Tax	78	81	191	308	334
	HP作成ｺｰﾅｰ・書面	87	74	144	134	125
	各種ｿﾌﾄ・e-Tax	698	677	1,239	1,265	1,324
計		911	872	1,655	1,822	1,886

（出所）課税部個人課税課調
（注１）数値は、翌年３月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和３年分については、申告期限の延長に伴い、翌年４月末日までに提出された申告書の計数を示しています。
（注２）令和４年分から令和６年分は、署相談会場を含めスマホ等により作成し書面提出したものは、「HP作成コーナー・書面」に含まれています。

【贈与税】 （単位：千件）

年　分		令和３年分	４年分	５年分	６年分	７年分
署相談会場	e-Tax	53	49	53	37	30
	書面	8	6	5	3	3
自宅等	HP作成ｺｰﾅｰ・e-Tax	50	62	80	111	128
	HP作成ｺｰﾅｰ・書面	127	101	99	72	62
	各種ｿﾌﾄ・e-Tax	205	198	200	200	197
計		442	417	437	423	420

（出所）課税部個人課税課、資産課税課調
（注１）数値は、翌年３月末日までに提出された申告書の計数を示しています。ただし、令和３年分については、申告期限の延長に伴い、翌年４月末までに提出された申告書の計数を示しています。
（注２）令和６年分以降、署相談会場を含めスマホ等により作成し書面提出したものは、「HP作成コーナー・書面」に含まれています。

施策	**業 1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組**
取組内容	マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。マイナンバーカードを利用すれば、e-Taxのほか、政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルを通じて、様々な行政手続をオンラインで行うことができます。 このため、国税庁においては、税務関係書類についてマイナンバーの記載が必要である旨の周知を行うことはもとより、デジタル庁や総務省が中心となって政府全体で取り組んでいるマイナンバー制度の普及促進についても積極的に貢献していきます。具体的には、マイナポータルと「確定申告書等作成コーナー」、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」、「e-Tax」を連携させることにより確定申告及び年末調整の利便性を向上させるほか、これらの利便性向上施策や公金受取口座（用語集参照）制度の周知・広報等を行うなど、マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組を推進します。 また、国税庁は、法人番号の付番機関として、法人番号の指定・公表・通知業務を的確に実施し、利活用促進に向けた周知・広報に取り組みます。このほか、国税庁法人番号公表サイトの安定運用に努めるとともに、その利便性向上に向けて、必要な整備を進めます。
定性的な測定指標	
	[主要] 業1-2-1-2-B-1：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組

	（令和７事務年度目標） マイナンバー制度の普及・定着に向け、マイナンバーカードやマイナポータルを活用した納税者の利便性の向上施策に取り組むとともに、効果的な周知・広報を行っていきます。
	（目標の設定の根拠） マイナンバー制度自体の周知・広報に加え、実際にマイナンバーカードやマイナポータルを利用すれば、制度のメリットを理解することにもつながると考えられることから、目標として設定しています。
	○参考指標１「マイナポータル連携（用語集参照）を活用した控除証明書等のデータ取得のためのリクエスト件数」［名称変更］ ○参考指標２「国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について』へのアクセス件数」 ○参考指標３「『国税庁法人番号公表サイト』へのアクセス件数」 ○参考指標４「Ｗｅｂ－ＡＰＩ機能を活用した法人の基本３情報のデータ取得のためのリクエスト件数」 ○参考指標５「公金受取口座の利用件数」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページの特設ページ等において、マイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、令和７年分の確定申告から、生命保険契約等の一時金・年金、損害保険契約等の満期返戻金・年金の支払調書の情報や、ふるさと納税以外の一部の寄附金控除に係る情報を新たにマイナポータル連携の対象とするなど、マイナンバーカード及びマイナポータルを活用した納税者の利便性向上施策に取り組みました。加えて、デジタル庁等と連携し、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限切れについての注意喚起や「スマートフォンのマイナンバーカード（用語集参照）」について広報を行ったほか、給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携について、各府省庁や関係団体に対して、協力依頼を行うとともに、局署を通じて企業等に働きかけを行うなど、積極的な周知・広報に取り組みました。 また、法人番号の付番機関として、法人番号の指定・公表・通知業務を的確に実施するとともに、国税庁法人番号公表サイトの安定運用に努めました。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、マイナンバー制度の普及・定着に向け、マイナンバーカード及びマイナポータルを活用した納税者の利便性向上に向けた施策に取り組むとともに、積極的な周知・広報等に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	**a　相当程度進展あり**
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったものの、今後も特にマイナポータル連携の利用普及に向けた周知・広報を実施していく必要があることから、「ａ　相当程度進展あり」としました。

業１－２－１－２に係る参考情報

参考指標　１：マイナポータル連携機能を活用した控除証明書等のデータ取得のためのリクエスト件数

（単位：千件）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
リクエスト件数	3,255	7,293	10,792	12,937	17,440

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

参考指標 ２：国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」へのアクセス件数

（単位：千件）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
アクセス件数	3,653	5,490	5,991	9,122	9,965

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

参考指標 ３：「国税庁法人番号公表サイト」へのアクセス件数 （単位：千件）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
アクセス件数	43,262	51,101	112,612	308,300	151,892

（出所）長官官房法人番号管理室調

参考指標 ４：Ｗｅｂ－ＡＰＩ機能を活用した法人の基本３情報のデータ取得のためのリクエスト件数

（単位：千件）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
リクエスト件数	292,458	713,095	526,002	555,801	816,589

（出所）長官官房法人番号管理室調

参考指標 ５：公金受取口座の利用件数 （単位：千件）

事務年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度
利用件数	1,339	1,754	3,272	3,955

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調
（注）数値は、申告者から公金受取口座の利用の希望があった件数を示しています。

施策	業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供
取組内容	「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、国税庁のホームページ等において利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行うことが重要です。 国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する情報の提供を行っています。納税者に対して税に関する情報をより分かりやすく、かつ的確に提供できるよう、税制改正を踏まえた回答文の改訂を確実に行うとともに、電話相談センター（用語集参照）に数多く寄せられた相談やタックスアンサーアンケートに寄せられた意見などを参考にして、その内容の整備・充実を図ります。 このほか、国税庁ホームページでは、令和２年10月から、利用者が質問したいことをメニューから選択するか自由に文字で入力するとＡＩを活用して自動で回答を表示する「チャットボット」を運用しています。個人の納税者を対象とした所得税・消費税の確定申告、年末調整及びインボイス制度に関する相談を行っており、引き続き円滑な運用に努めます。 また、利用者からの相談やアンケート結果に基づき、回答内容の充実を図ることとしています。 なお、e-Taxに登録されている本人（法人）情報や各税目に関する情報（各種届出の提出状況等）が確認できる「マイページ」（用語集参照）について、令和７年５月から、税務代理人への利用を拡大しました。引き続き、表示する情報の拡充や機能の充実を目指すとともに、より多くの方にご利用いただけるよう利用拡大に努めます。 あわせて、国税に関するデジタル関連施策について、網羅的で分かりやすい周知・広報に取り組みます。

定量的な測定指標

[主要]
業1-2-1-3-A-1：一般相談に占めるデジタル相談の割合
（単位：%）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	－	85	85	85	90
実績値	－	90.9	91.4	93.1	93.8

（出所）長官官房税務相談官、課税部個人課税課、軽減税率・インボイス制度対応室調

（目標値の設定の根拠）

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、国税庁ホームページの「タックスアンサー」や「チャットボット」といったデジタル系チャネルを充実し、利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行うことが重要であることから、「一般相談に占めるデジタル相談の割合」（電話相談センター、確定申告電話相談センター及びインボイスコールセンター（用語集参照）における電話相談件数と「タックスアンサー」・「チャットボット」の利用件数の合計数のうち、「タックスアンサー」・「チャットボット」の利用件数が占める割合をいいます。）を設定しています。

目標値は、電話相談センター等における相談件数、「タックスアンサー」・「チャットボット」の最近の利用件数及び実績値の現状を踏まえ、90%に引き上げました。

○参考指標１「国税庁ホームページ『タックスアンサー』へのアクセス件数」
○参考指標２「国税庁ホームページ『チャットボット』への質問入力件数」
○参考指標３「電話相談センター等の相談件数」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供や相談を行っている「タックスアンサー」や「チャットボット」について、税制改正への対応に加えて、利用者のアンケート結果を参考とするなど、回答内容の見直しや回答精度の向上に努めました。 なお、「チャットボット」については、令和８年２月から「贈与税の申告」の相談に対応するなど相談ニーズに応じた回答範囲の拡充を図りました。 この結果、デジタル相談の相談割合は93.8%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標

[主要] 業1-2-1-3-B-1：利用者目線に立った情報提供に向けた取組

（令和７事務年度目標）

「タックスアンサー」、「チャットボット」及び「マイページ」について、引き続き円滑な運用に努めるとともに、利用状況等を踏まえて内容の充実等を図ります。

（目標の設定の根拠）

税務手続に関する不明な点等について、税務署に来署することなく、自ら解決できるよう分かりやすく情報提供を行うことが重要であることから、「タックスアンサー」、「チャットボット」及び「マイページ」の充実に関する目標を設定しました。

○参考指標４「『マイページ』へのアクセス件数」
○［再掲］参考指標１「国税庁ホームページ『タックスアンサー』へのアクセス件数」
○［再掲］参考指標２「国税庁ホームページ『チャットボット』への質問入力件数」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供を行う「タックスアンサー」について、税制改正等に対応し、回答の充実を図りました。

	また、土日や夜間でも利用できる税務相談のツールであり、質問に対する回答をオンラインで行う「チャットボット」について、所得税・消費税の確定申告や年末調整、インボイス制度に関する相談内容を拡充したほか、令和８年２月からは贈与税の申告に関する相談にも対応するなど、「チャットボット」の充実を図りました。 このほか、e-Taxにおいては、令和７年９月から「iPhoneのマイナンバーカード」を利用することで、実物のマイナンバーカードを読み取らなくてもe-Taxへのログインができるように対応したことから、「マイページ」の「各税目に関する情報」のほか「お知らせ・受信通知」の内容をより簡便に確認できるよう機能の充実を図りました。 **（目標の達成度の判定理由）** 上記実績のとおり、利用者目線に立った情報提供に向けて、「タックスアンサー」の改善や「チャットボット」の充実を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	**a　相当程度進展あり**
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も「タックスアンサー」、「チャットボット」及び「マイページ」の利用状況等を踏まえて内容の充実や機能改善等を図る必要があることから、「a　相当程度進展あり」としました。

業１－２－１－３に係る参考情報

参考指標　１：国税庁ホームページ「タックスアンサー」へのアクセス件数　（単位：千件）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
アクセス件数	89,082	80,787	89,097	112,119	120,993

（出所）長官官房税務相談官調

参考指標　２：国税庁ホームページ「チャットボット」への質問入力件数　（単位：千件）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
質問入力件数	6,887	7,125	11,024	12,530	9,837

（出所）長官官房税務相談官調

参考指標　３：電話相談センター等の相談件数　（単位：千件）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
電話相談センター	5,574	4,885	5,375	5,809	5,254
確定申告電話相談センター	3,950	3,411	3,323	3,262	3,315
インボイスコールセンター	107	500	750	209	127
計	9,631	8,796	9,448	9,279	8,696

（出所）長官官房税務相談官、課税部個人課税課、軽減税率・インボイス制度対応室調

参考指標　４：「マイページ」へのアクセス件数　（単位：千件）

事務年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度
アクセス件数	7,804	12,015	17,694	22,062

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

施策	業 1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進

取組内容

申告納税制度の下においては、納税者の方々は、自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告するとともに、その申告した税額を定められた納期限までに納付する必要があります。

近年、決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、国税の納付についても納税者利便の向上と金融機関や税務署の事務の効率化を図り、現金管理に伴うコストを削減する観点から、キャッシュレス納付（用語集参照）の推進に取り組んでいます。

具体的には、e-Tax による口座振替であるダイレクト納付（用語集参照）をはじめとするキャッシュレス納付の利用勧奨や周知・広報を強化・推進するとともに、日本銀行、金融機関及び地方公共団体等と意見交換を行うなど、関係機関とも連携し、キャッシュレス納付の推進に向けて取り組んでいます。

また、令和７年３月から e-Tax ホームページに、納税者が実際のキャッシュレス納付の操作に近い体験ができるツール（体験コーナー）を設置しました。納税者がキャッシュレス納付の操作や利便性を気軽に体験できる環境を整備することで、更なるキャッシュレス納付の利用勧奨を行っていきます。

定量的な測定指標

[主要]
業1-2-1-4-A-1：キャッシュレス納付の利用状況
（単位：%）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	32	35	37	42	50
実績値	(32.2) 32.8	(35.9) 36.8	(39.0) 39.9	(45.3) 46.1	49.7

（出所）徴収部管理運営課調
（注１）数値は、納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合です。
（注２）「キャッシュレス納付」とは、納付書を使用しない非対面の納付方法である①振替納税（用語集参照）、②ダイレクト納付、③インターネットバンキング等による電子納税、④クレジットカード納付及び⑤スマホアプリ納付をいいます。
（注３）キャッシュレス納付の利用率をより精微に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。なお、（）は、見直し前の算定方法による実績値です。

（目標値の設定の根拠）

キャッシュレス納付の推進に向けた取組を測定するため、納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合を指標として設定しています。目標値については、令和３年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和６年10月改定・公表）及び実績値の現状を踏まえ、50%に設定しました。

○参考指標１「キャッシュレスによる納付状況」
○参考指標２「キャッシュレス納付の利用状況（源泉所得税）」［新］

目標の達成度	△

目標の達成度の判定理由

キャッシュレス納付は、納税者の利便性の向上及び現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減に資することから、関係民間団体、金融機関、地方公共団体等の協力を得ながら、継続的に利用勧奨に取り組んできました。国税庁においては全国を対象に、複数の国税局においては、都道府県単位又は管轄全域など広範囲な地域を対象に、官公庁、日本銀行、金融機関、関係民間団体などの関係機関と協働して、キャッシュレス納付推進宣言式を執り行い、これを契機としてキャッシュレス納付推進協議会を発足、開催するなど、社会全体のキャッシュレス納付の気運を高めつつ、利用勧奨や周知・広報に係る連携強化を図りました。

また令和７年３月に運用を開始した「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を積極的に活用することにより、利用者等に利便性を直接体感してもらう体験型の利用勧奨を実施しました。

	こうした取組の結果、前年度より利用率の向上が見られ、令和７年度におけるキャッシュレス納付の利用状況は49.7%となりました。実績値と目標値との差が１%以下であったことから、達成度は「△」としました。

施策についての評定	**a　相当程度進展あり**
評定の理由	測定指標の達成度が「△」であったことから、「a　相当程度進展あり」としました。

業１－２－１－４に係る参考情報

参考指標　１：キャッシュレスによる納付状況　（単位：万件）

会計年度		令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
電子納税	インターネットバンキング等	(602) 629	(701) 731	(775) 807	(903) 931	 1,048
	ダイレクト納付	263	337	413	536	686
振替納税		(606) 612	(605) 621	(596) 607	(639) 650	 580
クレジットカード納付		72	81	100	114	159
スマホアプリ納付		－	15	43	63	37
合　　計		(1,543) 1,575	(1,741) 1,786	(1,930) 1,971	(2,255) 2,294	 2,510

（出所）徴収部管理運営課調
（注１）スマホアプリ納付は、令和４年 12 月から開始しています。
（注２）キャッシュレス納付の利用率をより精微に算定するため納付件数の算定方法を見直しており、数値は見直し後の計数を示しています。なお、（）は、見直し前の算定方法による計数です。

参考指標２：キャッシュレス納付の利用状況（源泉所得税）　（単位：%）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
利用率	15.5	19.0	22.8	28.5	34.0

（出所）徴収部管理運営課調
（注）キャッシュレス納付の利用率をより精微に算定するため納付件数の算定方法を見直しており、数値は見直し後の計数を示しています。

施策	**業 1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化**
取組内容	税務署等に対して行う手続については、申告や納付のほか、例えば、税法上の特例の適用を受けるために必要となる申請・届出等があります。これらの手続についても、納税者の納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するために、更なるデジタル化を推進していきます。 また、納税者目線で簡単・便利に手続を行うことができるよう更なる環境改善を目指すなど、手続全体のデジタル化とＵＩ/ＵＸ(用語集参照)の改善に取り組んでまいります。
定性的な測定指標	
	[主要] 業1-2-1-5-B-1：申請・届出等の合理化・簡素化の状況
	（令和７事務年度目標） 各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化のほか、納税者目線に立ったＵＩ/ＵＸの更なる改善により、合理化・簡素化を図ります。
	（目標の設定の根拠） 各種手続のデジタル化自体が手段であることを十分に認識した上で、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化という目的を達成するため、手続自体の合理化・簡素化を目標として設

	定しました。
	○参考指標１「合理化・簡素化を行った申請・届出等の件数」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	**（実績）** デジタルの効果を最大限に活用するためには、納税者の利便性の向上の観点から、手続全体のデジタル化やＵＩ/ＵＸの改善を進めていくことが重要であるため、「iPhoneのマイナンバーカード」でログインやe-Tax送信を可能とする取組を進めました。また、制度当局との協議を行った結果、令和８年度税制改正において、社会保険料控除の一部について、その適用を受ける際に証明書等に代えて明細書を確定申告書に添付できるようになるなど、手続の簡素化につながる制度改正が実現しました。 **（目標の達成度の判定理由）** 上記手続の見直しは、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化につながることから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	**a　相当程度進展あり**
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、申請・届出等の合理化・デジタル化については、今後も手続や業務の在り方自体の見直しにより、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化を図る必要があることから、「ａ　相当程度進展あり」としました。

業１－２－１－５に係る参考情報

参考指標　１：合理化・簡素化を行った申請・届出等の件数　（単位：件）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
申請・届出の件数	47	13	113	26	3

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調
（注）令和５年度の数値は、AI-OCR の読み取りに適した様式に変更した様式数を含みます。

今回廃止した測定指標とその理由

令和６事務年度の実施計画において設定していた定量的な測定指標である「業1-2-1-1-A-8：e-Tax の利用満足度」及び「業1-2-1-1-A-10：国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』の利用満足度」は、利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査による利用満足度を測定する指標でした。

「e-Tax の利用満足度」については、これまで利用者に対する e-Tax 全般に関するアンケート調査により測定しておりましたが、より利用の実態に即して測定するため、①申告手続、②納付手続、③その他手続（諸申請・届出等）別に満足度を調査し、それらの合算により利用満足度を測定する方法に変更します。

また、「確定申告書等作成コーナー」を利用した e-Tax による提出は、申告書作成からの一連の手続となっている現状を踏まえ、定量的測定指標「国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』の利用満足度」は、「①申告手続」の満足度として、定量的測定指標「e-Tax の利用満足度」に統合して測定します。

参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。 **（業1-2-1-1：オンライン申告等の推進）** e-Taxについては、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に基づき更なる利便性の向上を図るとともに、税理士会などの関係民間団体等と連携した普及拡大策を推進し、周知・広報など、一層の普及及び定着に向けて取り組みます。 スマホによる「確定申告書等作成コーナー」の利用や、スマホからのマイナンバーカード方式によるe-Tax送信もできることなどの周知・広報に取り組みます。 また、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書の国への電子データによる引継ぎについては、地方公共団体の事務の削減につながり、デジタル・ガバメントの実現にも資することから、地方公共団体に対して積極的な働き掛けを行い、当該施策の推進に取り組みます。 「確定申告書等作成コーナー」については、利用者からの改善意見も踏まえて操作方法の簡便化等の機能改善など利便性の向上のための開発に取り組むことにより、更なる利用拡大を図ります。 **（業1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組）** マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、マイナンバーカードやマイナポータルを活用した納税者の利便性の向上策に取り組むとともに、効果的な周知・広報を行っていきます。 **（業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供）** 「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するため、電話相談センターで対応した相談や国税庁ホームページに寄せられた意見などを踏まえ、「タックスアンサー」や「チャットボット」の内容の充実を図ることにより、引き続き、利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行います。 **（業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進）** 日本銀行や金融機関、地方公共団体等の関係機関等と連携を強化し、これまで以上にダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の利用勧奨や周知・広報を行い、キャッシュレス納付の更なる利用推進に向けて取り組みます。 また、キャッシュレス納付の一層の利用拡大に向け、国税納付全体に占める納付件数の多い源泉所得税に特に力を入れて取組を進めます。 **（業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化）** 各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化のほか、納税者目線に立ったＵＩ／ＵＸの更なる改善により、合理化・簡素化を図ります。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	○　マイナポータル連携においては、利用者の利便性・効率性の観点も踏まえて進めていただきたい。また、国税庁の扱う情報は非常に機微であるため、関連機関等にしっかりとしたセキュリティ対策を求めていくことが重要だと思う。 ○　確定申告については、多くの情報が記入済となり、ワンクリックでできるようになることが本来目指すべき方向だと思っている。 ○　「就業者負担軽減支援金」について、給付と税額控除の組合せが将来の課題であり、確定申告が分かりやすく利便性が高くなり身近になることが色々な意味でインフラとして重要と考えている。 ○　キャッシュレス納付の割合については、50%近くになっているが、そこまでに相当の努力があったと思う。 ○　スマートフォンを使用した納税も進められているが、国民の方々の使いやすさ等不断に改善していただきたい。

業績目標に係る予算額		令和４年度	５年度	６年度	７年度当初	行政事業レビューに係る予算事業ID
	国税総合管理（KSK）システム（千円）	（注２） (47,765,175)	（注２） (72,269,937)	（注２） (83,347,391)	（注２） (47,330,368)	
	法人番号システム等（千円）	（注２） (3,348,967)	（注２） (3,235,535)	（注２） (3,018,240)	（注２） (2,711,443)	
	国税電子申告・納税システム（千円）	（注２） (13,477,861)	（注２） (12,762,673)	（注２） (10,694,142)	（注２） (10,285,352)	
	合　計（千円）	（注２） (64,592,003)	（注２） (88,268,145)	（注２） (97,059,773)	（注２） (60,327,163)	

（注１）「業績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-2-1に係る予算額を記載しています。
（注２）令和４年度予算は内閣官房及びデジタル庁、令和５～７年度予算はデジタル庁に「（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

業績目標に係る予算額等	区分		令和５年度	６年度	７年度	８年度
	予算の状況（千円）	当初予算	（注２） (63,902,843)	（注２） (63,177,131)	（注２） (60,327,163)	（注２） (58,284,276)
		補正予算	（注２） (24,365,302)	（注２） (33,882,642)	（注２） (28,197,158)	（注２） ―
		繰越等	（注２） (23,592,279)	（注２） (34,002,603)	（注２） N.A.	
		合計	（注２） (64,675,866)	（注２） (63,057,170)	（注２） N.A.	
	執行額（千円）		（注２） (66,640,138)	（注２） (83,493,388)	（注２） N.A.	

（注１）令和７年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和８年11月頃に確定するため、令和８事務年度実績評価書に掲載予定です。
（注２）令和５年度から８年度の予算はデジタル庁に「（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

（概要）
国税総合管理（ＫＳＫ）システム及び法人番号システム等の整備費並びに国税電子申告・納税システムの整備に必要な経費

実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策	○「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成 30 年７月 20 日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定） ○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月 13 日閣議決定） ○「規制改革実施計画」（令和３年６月 18 日閣議決定）

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国税庁レポート 2026（令和８年６月国税庁）

前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況	**（業1-2-1-1：オンライン申告等の推進）** 令和７年分の所得税確定申告においては、より多くの利用者の方に満足していただけるよう、マイナポータル連携の対象の拡大など、更なる利便性向上に取り組みました。 **（業1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組）** マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページや関係民間団体と連携した効果的な周知・広報、政府方針であるマイナンバーカード普及促進及びマイナポータルを活用したマイナンバーの更なる利活用に積極的に取り組みました。

	（業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供） 「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するため、電話相談センターで対応した相談や国税庁ホームページに寄せられた意見などを踏まえ、「タックスアンサー」や「チャットボット」の内容の充実を図ることにより、利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行いました。 **（業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進）** 日本銀行や金融機関、地方公共団体等の関係機関と連携し、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の積極的な利用勧奨や周知・広報を行い、キャッシュレス納付の利用推進に向けて取り組みました。 **（業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化）** 各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などを検討し、必要に応じ制度当局等との協議も行いつつ、実現可能なものから順次、合理化・簡素化に向けて取り組みました。

担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校	**実績評価実施時期**	令和８年 10 月